

# マイナ免許証等を保有しており、 これからマイナンバーカードを更新する方へ

- マイナ免許証等を保有する方がマイナンバーカードを更新する場合には、**個人番号カードオンライン申請サイトからの継続利用申請に限り**、新たなマイナンバーカードに免許情報が引き継がれます。
- **郵送や証明写真機による申請では、引き継がれません。**
- **個人番号カード交付申請書に印刷された二次元コードからオンラインでの申請をお願いします。**

△ マイナ免許証等継続利用を申請しない場合、新しいマイナンバーカードに免許情報が記録されませんので、

- **新しいマイナンバーカードのみを携帯して自動車等を運転することができなくなる**
- **新しいマイナンバーカードを再びマイナ免許証とするためには、警察にて1,500円の記録手数料を支払うこととなりますので、ご注意ください。**

- マイナ免許証等継続利用を申請するために必要なこと
  - ① 警察に署名用電子証明書を提出済みであり、
  - ② 「マイナンバーカードの更新」又は「追記欄の余白なし」の時に、
  - ③ 個人番号カードオンライン申請サイトから、
  - ④ マイナ免許証の免許情報記録番号を正しく入力する。



オンライン申請で入力する免許情報記録番号は、必ずマイナ免許証読み取りアプリで読み取った番号を入力してね！

←マイナ免許証読み取りアプリはこちらから



※「マイナンバーカード総合サイト」で検索（URL：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>）

※マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

※マイナ免許証継続利用に関する問合せ：マイナ免許証ナビダイヤル（0570-010-110）

茨城県警察